

議案第43号

商業・観光・工業関係事業の取扱いについて

商業・観光・工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- 3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。
- 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。
- 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- 6 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設ける。

協定項目	商業・観光・工業関係事業の取扱い			所管専門部会名	産業専門部会
調整の方向性	1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。 3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。 6 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設ける。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 基礎データ					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
事業所数 6, 890事業所	337事業所	111事業所	285事業所	平成14年商業統計 平成14年工業統計（4人以上事業所）	
従業員数 81, 142人	9, 672人	1, 681人	4, 057人		
年間商品販売額 272,405,251 万円	5,724,641 万円	1,808,123 万円	3,553,210 万円		
年間製造品出荷額 138,871,753 万円	64,559,419 万円	2,773,653 万円	5,648,414 万円		
観光入込客数 2,328,340 人	15,840 人	370,110 人	8,980 人	平成14年度実績	
2 中小企業者向け融資事業					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
融資件数【平成15年度予定】 2, 355件	65件	9件	39件	原則として宇都宮市の制度 を基準に調整する。	
融資額【平成15年度予定】 18, 620, 000千円	250, 000千円	17, 000千円	120, 000千円		
預託額 9, 407, 400千円	96, 325千円	20, 000千円	100, 000千円		

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
預託方法				
保証協会経由	直接	直接	直接	
市町村特別保証制度の加入				
有	無	無	無	
負担金対象件数【平成15年度予定】	1, 293件	×	×	
負担金予算額				
1, 331万円	×	×	×	
3 商工団体支援（各団体・事業への補助金額）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
商工会議所 1, 155万円	商工会 1, 729万円	商工会 550万円	商工会 1, 100万円	新市に移行後も当分の間 現行どおりとし，段階的に調整する。
商店街連盟 20万円	×	×	×	
青年会議所 60万円	×	×	×	
中央会 30万7千円	2万6千円	2万6千円	2万6千円	
たばこ販売 ×	35万円	20万円	10万円	宇都宮市の制度に統一する。
青色申告会 ×	×	3万円	×	商工会への事業補助の中で調整する。
若手後継者等育成支援事業 ×	15万円	×	40万円	現行のまま新市に引継ぎ 段階的に調整する。
プレミアム付商品券発行事業 ×	550万円	×	300万円	
4 観光資源開催支援事業の実施状況				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
ふるさと宮まつり ○	×	×	×	現行のまま新市に引き継ぐ。
うつのみや花火大会 ○	×	×	×	

夕顔サマーフェスティバル	×	○	×	×		
サマーフェスティバル	×	×	○	×		
ふるさと夏祭り	×	×	×	○		
ふれあい朝市	×	○	×	×		
5 各種事務事業の実施状況（○は事業を実施しているもの，×は事業を実施していないもの）						
宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町	河 内 町	備 考
中小企業相談所支援事業 700万円		×		×	×	宇都宮市を基準に調整
観光コンベンション協会補助 補助金 5,736万9千円		観光協会補助 補助金 300万円		観光協会補助 補助金 100万円	×	宇都宮市を基準に調整
企業立地・育成促進事業 ○		○		×	×	宇都宮市を基準に調整

商業・観光・工業関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。
ただし、各種融資制度等については、廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 各種観光施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

ウ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。
ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- 2 融資制度については、新発田市の制度を適用する。
ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- 3 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。
ただし、合併年度とこれに続く 5 年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

- 1 大胡町、宮城村及び粕川村で行われているまつり・イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。

- 2 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。

オ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。